

滋賀県技術管理課 YouTube チャンネル利用要領

(主旨)

第1条 この要領は、技術管理課が YouTube チャンネルを県民への情報伝達媒体として利用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) YouTube

Google LLC がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) アカウント

YouTube 上において、動画を管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。

(3) 公式アカウント

滋賀県技術管理課が管理するアカウントをいう。

(4) 公式チャンネル

公式アカウントで管理され、滋賀県技術管理課の動画が掲載されているチャンネルをいう。
アドレス：

(運用管理者)

第3条 公式アカウント、公式チャンネルの運用管理は、技術管理課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウント、公式チャンネルの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式チャンネル上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) 公式アカウント情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

(投稿者)

第4条 公式チャンネルへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

(掲載情報)

第5条 公式チャンネルでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 建設業の魅力に関する情報

(2) 建設業の最新技術に関する情報

(3) その他運用管理者が適用と認めるもの

2 技術管理課が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式チャンネルでは、次の各号に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下、「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係のもの
- (11) (1) から (10) までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

2 利用者からのコメント等について、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなく、コメント等の全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式チャンネルに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページに明示する。また、公式アカウントの自己紹介欄には、「ソーシャルメディア利用ガイドライン」が閲覧できるアドレスを表記する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式チャンネルに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を問わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は技術管理課長が別に定める。

付 則

本要領は、令和3年4月27日から施行する。